

令和8年度三木町住宅用太陽光システム等設置費補助金交付申請手続について

1 補助金の申請（申請期限は、令和9年1月29日（金）【期限厳守】です。）

必ず、太陽光発電システム等の工事着工前に「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
添付書類は下記のとおりです。

- (1) 発電システム等設置予定の住宅の所在地が分かる図面
- (2) 工事着工前の現況が確認できるカラー写真
（発電システム等が設置された建売住宅の場合は、購入予定の住宅のカラー写真）
- (3) 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書等の写し
- (4) 補助事業に係る発電システム等及び保証内容が記載されたパンフレット等の写し
- (5) 申請者を含む同一世帯全員が、町税を滞納していないことを証明する3か月以内に役場税務課にて発行された完納証明書（※町外に在住し、工事後に転入する場合は、不要とする。）
- (6) 発電システムモジュールの割付図の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

※蓄電システムの補助のみを申請する場合、申請時に既存の太陽光発電システムに対する電力会社との電力受給契約書の写しの提出が必要です。

2 工事の完了（完了報告の期限は、令和9年3月12日（金）【期限厳守】です。）

工事完了後に「完了報告書（様式第5号）」を提出してください。
添付書類は下記のとおりです。

- (1) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (2) 太陽電池モジュールの製造番号表（様式第6号）（※蓄電システムの補助のみの場合は、不要とする。）
- (3) 発電システム等の保証書の写し
- (4) 発電システムの設置状況を示すカラー写真（発電システムが設置された建物全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバーター、スマートメーターが確認できるカラー写真）
- (5) 蓄電システムを設置する場合は、蓄電システムの型番・型式、製造番号並びに設置の状況を確認することのできるカラー写真及びその設置場所を確認することのできる図面
- (6) 発電システム等の設置費に係る領収書の写し及び領収内訳書の写し
- (7) 申請者本人が補助対象住所に居住していることを示す住民票の写し
- (8) 発電システム等付建売住宅の売買契約書の写し（※発電システム等付建売住宅を購入した場合に限る。）
- (9) 発電システム付住宅の販売業者が発行する証明（発電システム等付住宅であることを証明するもの）
（様式第7号）（※発電システム等付建売住宅を購入した場合に限る。）
- (10) その他町長が必要と認める書類

環境下水道課にて完了検査を行った後、申請者に「補助金交付決定通知書」を送付します。

3 補助金の請求

補助金交付決定通知書を受け取ったら「補助金交付請求書（様式第9号）」を速やかに提出してください。

4 その他の手続き

- (1) 発電システムの計画の変更を行うとき
「補助金計画変更申請書（様式第3号）」を提出してください。
- (2) 補助金申請を中止又は辞退するとき
「三木町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第12号）」を提出してください。
- (3) システムを売却等により処分するとき
「財産処分承認申請書（様式第10号）」を提出してください。